## 本多直重氏「日本銀行の機能と政策」

武 藤

いる。 貨価値安定に関する研究」を出版されることになつて 六頁にわたって論述されている。なお、氏は近く「通 十四年三月に出版された著書で、序文三頁、本文三五

本田直重氏の「日本銀行の機能と政策」は、

昭和三

序文において次の二点をあげている。すなわち、第一 和十七年に制定された日本銀行法が、当時のいわゆる 主体となって種々の経済政策が論ぜられた」が、「昭 まず、本多氏はこの論文を書くに至った理由として、 ションを経験し、そのたびごとに政府や日本銀行が 「第二次大戦後の激しいインフレーションやデフレ

1

現行法で運営されるには、その機能及び政策について 戦時体制下の情況に適応した条文であつて、異る理念 現状にそぐわない点が多く、更にこれを機会に日本銀 に生かされている。」 「戦後十三年に及ぶ今日では、 による現在に、全く違った現実の要請に応じて、無理

本銀行法の「改正の論議の中心が日本銀行の中立性な 行への認識をより一層高めるためである。」 第二に日 かを明らかにする必要があるからである」と。 叫ばれている折柄、今後いかに運営されねばならない いしは独立性であることにより、特に金融の正常化が

さて、本文は八章に分れている。第一章の「旧日本

銀行の成立」では、 貨幣制度の統一をはかるため、また国 「わが国中央銀行として設立され

度の混乱と不換紙幣の濫発を、資料に基いて論述し、 に第家に充分の寄与をするためにどのような過程を辿りな れはがら成立したかを、特に明治時代を中心に、初期の日 も重家に充分の寄与をするためにどのような過程を辿りな れはた日本銀行が、貨幣制度の統一をはかるため、また国 同時

治十五年に創設された当初の日本銀行条例の内容につめに如何に努力したかを跡ずけている。第二節では明日本の近代化を欲する明治政府が幣制の整理統一のた度の混乱と不換紙幣の濫発を、資料に基いて論述し、

第二章の「第一次大戦後から第二次大戦までの日本本位制を確立するに至った経過を詳細に述べている。遷、さらに日清戦争の賠償金によつて明治三十年に金いて、第三節では兌換銀行券発行制度の確立とその変いて、第三節

の中で要領よくまとめている。

本多直重氏「日本銀行の機能と政策」(武藤)ている。すなわち、第一次大戦、満洲事変、日支事変、

本銀行がとった経路を明らかに」することを目的とし

銀行の動向」では、

「第一次、第二次大戦を通じて日

司寺こまに皮夷させるとゅう大変動をもたうした。2第二次大戦は日本経済を飛躍的に発展させもしたが、

も重大な影響をもたらさざるを得なかった。れは当然に金融界にも、また殊に日本銀行のあり方に同時にまた破滅させるという大変動をもたらした。そ

に第二次大戦への突入によって、その事情は一層急迫を困難にし、日本銀行の役割を愈々重要にした。さら特に日支事変の勃発となり、軍事経済の重圧は金融

大戦に至る日本銀行の目まぐるしい変化を僅かな紙数奉仕する体制をとるに至つた。第一次大戦から第二次法が制定されて日本銀行は改組され、全面的に戦争にした。その要請に応えるため昭和十七年には日本銀行に第二次大戦への突入によって、その事情は一層急災

は、何故日本銀行法を制定しなければならなかったか、

第三章の「日本銀行の改組と新日本銀行の成立」で

その改正点はどこにあったかを検討し、

第四章の

一日

みはどのようになっているかを、法律的な観点から説本銀行の組織」では「主として現在の日本銀行の仕組

一三五 (七五七)

明」している

て日本の金融界を支配し、 行券の発行であり、 第六章とともに、この論文の主要部分をなしている。 的機能」について検討しているが、この第五章は次の 第五章の「日本銀行の機能」では「日本銀行の一般 日本銀行の機能のうち、 しかもそれを独占することによっ いわゆる中央銀行として、 最も重要な機能は銀

の発行限度、限外発行と限外発行税、 簡単に顧みた上で、 て以来幾変転を経て来ているので、 ら始めている。ところで、 明治十七年の兌換銀行券条例に基いて発行され 現行の銀行券発行制度を、 日本銀行による銀行券の発 その歴史的経過を 保障充当限度に 銀行券

いて、

全国の銀行の中枢的地位を占めている。この意味にお

第五章の第一節は日本銀行の銀行券発行機能

カュ

の四項目に分けて検討している。

本銀行は銀行券の発行を独占するという強大な力を背 第二節では、 銀行の銀行としての機能、 すなわち日

日本銀

ついて項目別に検討してい

府預金、 行い、 節では、 うことによって、対内金融だけでなく対外金融に対し 国債、債券売買の四項目に分けて検討している。 ても調整作用を果しつつあるが、 景として全国の銀行に対して預金を受入れ、 また有価証券の売買を行うという日常業務を行 政府の銀行としての機能について、これも政 政府貸付、 国債の応募引受、 それを預金、 国庫金の取扱 貸出 貸出 第三 を

べ、 めた時には、 されない。 ればならないので、 目的とせず、 実に重要な使命を担っており、 おいても、 ている。 第四節では、 主務大臣は同行の目的達成のため必要があると認 すなわち日本銀行は銀行の銀行として機能に また政府の銀行としての機能においても、 同時に、 銀行その他の金融機関に対して、 国家的立場において万全の策を講じなけ 日本銀行の他業制限と協力命令に触れ 日本銀行の使命が重要であるだけ 日本銀行は自由に他業の兼営が許 したがって営利追及を

問題について論じている。 行に協力させるために必要な命令を出すことができる 金運用令、

5でそれの推移一について、過去の経過を跡ずける中第六章の「わが国の金融政策」では、「金融政策並

で著者の見解が述べられ、最後の部分で、西ドイッのびにそれの推移」について、過去の経過を跡ずける中

いる。 考える場合に大いに参考にすべきではないかと論じて ブンデス・バンクの現状が日本銀行の今後のあり方を

置かれるべきかと自問し、それに対して著者は、第一

さて、

第一節では、

金融政策の目標は果してどこに

ことを明らかにしている。

には間接的な量的統制と直接的な質的統制の二つがあな手段で達成するかを論じている。ところで金融政策

第二節では、

そのような金融政策の目標をどのよう

は順次それらを検討している。準則、産業資金貸出優先順位表などがあるので、

には一定の条件が必要であり、また一定の限界のあるが、しかしこれらの金融政策によって期待し得る効果及んでいる。次いで高率適用制度について述べているら行われているので、その歴史的経過とともに現状にまず金利政策(割引政策)はすでに明治二十年代か

そのための補足手段としての公開市場操作について、

を操作することによって、銀行信用の総量を規制するは、元来預金者の保護が目的であったが、支払準備率の効果を論じている。次いで支払準備率操作についてとれも長い歴史を有するので、その経過を概観し、そ

次に金融の質的統制については、これは「戦争中及に至ったことが論じられている。

一三七(七五九)

どであり、

後者は戦争中の臨時資金調整法、

銀行等資

前者は金利政策、

公開市場操作、

支払準備操作な

ことが出来るので、

かくして金融政策の一手段となる

に大別して概観し、それぞれの時代的特徴を把えようとし、そのうち融資規制、優遇手形制度、外貨ユーザンス制度について述べている。これらの質的統制はいさめることである」としている。なお、第三節では、ためることである」としている。なお、第三節では、かが国の金融政策の推移を明治、大正、昭和の三時代とめることである」としている。なお、第三節では、おが国の金融政策の推移を明治、大正、昭和の三時代とめることである」としている。なお、第三節では、大郎国の金融政策の推移を明治、大正、昭和の三時代とし、そのであるとである。

にて日本銀行の役割が極めて大きい。ところで日本銀 門題を指摘し、その解決のための主要な指針を西ドイツのブンデス・バンクに求めている。まず、第一の間ツのブンデス・バンクに求めている。まず、第一の間の は いて日本銀行の ところで日本銀

行の最高の意思決定機関は日本銀行政策委員会である

分の立場を強く主張できる根拠を与えるものだと解す

体を問題とする時、極めて重要な問題であるとしていので、この委員会の構成、任務、権限が金融政策の主

る。

性という問題である。 である。 日本銀行に委ねられるとしても、 開市場操作、準備預金操作の決定変更に関する権限が 健全な金融政策の実施は望み得ず、したがって安定し 政策が政府の政策目標に完全に従属させられたのでは 向を無視して決定できるという意味でないことは勿論 から金融政策の主体性の問題が出て来たのでもあった。 対する中立性が問題になって来たのであり、またここ た経済の発展もあり得ない。ここに中央銀行の政府に 問題と不可分の関係にある。すなわち中央銀行の金融 この点についての著者の見解は、 第二の問題点は、中央銀行すなわち日本銀行の中立 日本銀行が政府と見解を異にする場合に、 との中立性の問題は政策主体の 日本銀行が政府の意 「公定歩合政策、公 自

としている。

べきである」としている。

この両者は目標を異にする政策であるにも拘らず、極第五節では、金融政策と財政政策との関連について、

めて密接な関連があるので、この両者をどのように調

るのである。

あってはならない。……(それらは)ともに総合政策はならないが、ただ財政政策に追随するだけのものでち「金融政策は財政政策に充分調和したものでなけれ整すべきであるかと自問して次の如く答える。すなわ

第七章の「各国の中央銀行」では、日本銀行のありしている。

ている。

第二節では、

同様にして中央銀行の金融政策のあり

の一環として実施すべき」ものでなければならないと

が多くの示唆を与えるとしても、さらに広く世界各国方を検討する場合には、西ドイツのブンデス・バンク

の中央銀行を詳細に研究する必要があるとし、その成

本多直重氏「日本銀行の機能と政策」(武藤)あり、著者が序文で述べている目的を、以上の研究第八章の「日本銀行の将来の指針」は本論文の結論

果が述べられている。

て、著者として日本銀行の将来のあり方を明示してい諸機能を検討し、さらに諸外国の中央銀行をも検討しわち日本銀行の成立と発展過程を追求する中で、その

成果の上に立って到達したところのものである。すな

とによって問題を指摘し、改正の方向を与えようとしどのように適応しているか。このような対比を行うこ帰納的に把え、さて現実の日本銀行は、それに対して帰納的に把え、さて現実の日本銀行および機能を央銀行の検討を通じて、中央銀行の概念および機能を

政策のうちで通貨の調節が最も重要な政策であるとす的発展の過程で検討している。殊に、中央銀行の金融をのうちで特に三つの基本的手段を捉え、それを歴史とのうちで特に三つの基本的手段を捉え、それを歴史し、方を把え、さて現実の日本銀行の政策がどのように適

三九 (七六二)

れるべきかについても一つの見解を提示しようとしてにおいて重要な地位を占める日本銀行は、一面においては政府と密接な関係にあると同時に、他面においては政府と密接な関係にあると同時に、他面においている。殊に金融政策

特に、著者が主張することは「中央銀行の中立性の

5

. る。

確保」である。

発券制度を整備することによって通貨の安定は保障さ

中立性が確保されることを前提として、

に対する評価について簡単に述べる。以上が本論文の簡単な紹介であるが、次いで本論文ようにして信用の発展、経済の発展も望み得るという。れ、また適切な金融政策も期待するととができ、このれ、また適切な金融政策も期待するととができ、この

宰しながら、中年に至って経済学の研究に志した特異の学究ではなく、教職についたこともなく、企業を主 まず著者の人物について一言する。著者は本来

な人である。著者の学問研究の態度は真剣そのものとな人である。著者の学問研究の態度は真剣そのものとな人である。著者の学問研究の態度は真剣そのものと

行の諸機能を検討し、さらに諸外国の中央銀行を数多的がら、よくもなし得たと思われるほど、その尋常ならがら、よくもなし得たと思われるほど、その尋常ならがら、よくもなし得たと思われるほど、その尋常ならがら、

している努力に対して高く評価することができる。いるといえる。しかも必要な資料は丹念に募集し利用出している。理論構成において充分な配慮がなされて

題点を明確にし、その上で著者の意図する結論を導きく調査した上で、そこから日本銀行の現在における問

闰 日本銀行を主題とした類似の著書は他にもある

が、 て実際に経済界の激動の中で、 しかし著者の如く、 戦中戦後に企業の主宰者とし 殊に通貨価値の激変の する。 は勇敢にこれと取組み、

冷静周到な学究的態度で、その解決策を提示しようと 中で甚大な打撃を受けたものが、 して日本銀行を取扱った著書は、その類を他に見ず、 なことをあらしめてはならないとの情熱から、 再び日本にこのよう しかも (<del>I</del>I)

文の価値は極めて大きいと考える。 著者の中央銀行に対する問題意識において重要

特に日本銀行法の改正が問題となっている現在、 その点で学問上に寄与する価値があるものと考える。

決点を与えようとしている。 本論文においては日本銀行の機構と政策の両面から解 な地位を占める問題が通貨価値の安定にあることから、 しかし、 その結果として、

うとの要求にかられ、 著者は必然的に通貨安定の問題をより理論的に深めよ その研究成果として現われたの

本多直重氏 「日本銀行の機能と政策」 (武藤) は実に困難な理論的問題であるにもかかわらず、

が

「通貨価値の安定に関する研究」である。

との問題

<del>(</del>H)

著者

その旺盛な研究心に敬意を表

しかし多少の欠陥がないとはいえない。

たとえ

日本資本主義の特殊な発展諸条件との密接な関連にお 関連において、 ば中央銀行を論ずる場合、 いて検討されねばならないことは当然である。主とし したがって日本銀行を論ずる場合には 当然に資本主義の発展との

本論 て金融面の追求に終った本論文に多少の不充分を感ず あった筈であるし、殊に外国の中央銀行の研究につい る所以である。 なお、 資料の点について、さらに参照すべきものが

ては外国文献の不足していることは明らかである。

を示すのに性急であり過ぎるという感じをもつ。 学説や現在の諸論文の参照よりも、 「通貨価値安定に関する研究」については、 自己の一 一定の 過去の 見解 諸

は望蜀の意味において指摘したに止まり、 以上の如く、多少の欠陥はありながらも、 著者 Ö 謙虚 それ

四 (七六三)

な人物に対して、敬服に値する努力に対して、そこか

ら生れた学界に寄与し得る成果に対して、敬意を表す

るとともに、今後の研究成果を期待する。

一四二 (七六四)